

相続サポート通信

〜 将来世代への贈り物 〜

2022.4

Vol. 89

一般社団法人
日本相続サポートセンター

日本相続サポートセンターでの遺贈寄付サポートが開始
高野山金剛峰寺（全国真言宗）

◎遺贈寄付とは

遺贈寄付とは、社会貢献活動に役立てることなどを目的に、被相続人の遺産を遺言によって特定の団体（個人）に譲ることです。

この遺贈寄付には、現金の他にも、不動産や生命保険や信託による寄付も含まれます。遺贈寄付をした財産は、相続税の控除対象に含まれるので納めるべき税金を減らすことができます。



代表理事 相続対策専門士
株式会社サウンドプラン 迫中智信

◎遺贈寄付サポートについて

今回は、当日本相続サポートセンター活動のひとつで、高野山金剛峰寺（全国真言宗 3700寺）の遺贈寄付サポートをご紹介させていただきます。

近年、檀信徒の減少に伴いお寺の布施収入が減少し、お寺を維持していくことが難しい時代になりました。今まで遺贈寄付の申し出があった場合でも、現金以外の受付が出来ませんでした。

この活動は、そのような現金以外の財産も寄付出来るように法的な手続きを当センターで代行させていただきます。手続きとしては、『遺言書作成』をお手伝いさせていただきます。『遺言執行者（中立な立場）』として、遺言者自身のご遺志を実現することを担います。

相談事例のご紹介

遺贈寄付の事例

被相続人の遺産を遺言によって、遺贈寄付する

ご依頼者

田中さん（仮名） 八二歳 男性

ご依頼内容

相続人がいないので、自身の遺産を社会貢献に役立てるように寄付したい。

対応内容

・ご自身が亡くなったら、自宅を売

例えば、不動産を遺贈寄付する場合は、法的にかつ適正に現金化し、寄付を行います。

◎日本相続サポートセンター

相続における対策や手続きをワンストップで行うサポートセンターです。

相続問題に対する想いを共有する専門家集団によるトータルサポートにより、あなたの

却して檀家寺の〇〇寺に寄付して欲しいとのことで、遺贈寄付ができるように遺言書を作成しました。
・また、将来認知症になっても「希望通り」の生活や介護、財産管理をして貰えるように、当センターの司法書士法人与任意後見契約をしました。
・不動産以外の残った財産も、遺言書で寄付できるようにしました。

エピソード

将来、自分で財産管理ができなくなった時の不安が解消され、とても安心されました。また、自分の大切な遺産を想いをもって繋げて貰えそうだと大変ご満足頂けました。
日本相続サポートセンターとしての活動意義を改めて実感させていただくことができた事例です。

想いやニーズに合わせた財産の承継を実現します。

「次世代への想いを実現する」

日本相続サポートセンターは、相続問題や対策のプロの集まりです。

ご質問やご相談等、是非一度お気軽にご連絡ください。

当センターの様々な観点からご提案させていただきます。



A 代理権目録を具体的に書いておくことが大事なポイントです！

高齡の父の認知症に備えて、親子で「任意後見」契約をするつもりです。注意点があれば教えてください。

「任意後見」契約とは、将来の認知症などに備えて後見人を自分で決めて、やってもらいたいことも決めておける大切な契約です。しかし、任意後見は、必ずしも世の中で認知度が高いとは言えません。

成年後見制度のもう一つの制度である、法定後見が多くを締めているのが実情です。

先日、日本経済新聞で、法定後見と任意後見の違いを比較した表が出ていました。また、プレジデントという雑誌にも「高齡になると認知症対策には任意後見がベスト」と書かれています。

このような記事を見ると、マスコミを通して、社会が任意後見という制度を知り始めているようです。

任意後見の魅力は、何と云っても、将来の後見人を自分で決めることができることです。これは法定後見との大きな違いです。

もう一つの魅力は、自分が認知症になったときにやって欲しいことを、事前に決めて代理権目録に記載しておくことです。「代理権目録」とは、本人の生活、療養看護や財産の管理に関し

て、任意後見人に代理してやってもらいたい事を書いてあるものです。

任意後見は、契約しても親が認知症を発症するまでスタートしません。

実際に親が認知症になると、親に代わって、任意後見人から報告を受ける任意後見監督人を裁判所が選ぶことによって、スタートします。

この代理権の定め方が曖昧だと、任意後見人と任意後見監督人の「代理権の範囲」の考え方に違いが出てくる場合があります。

例えば、自宅の建替えや売却については、任意後見監督人に相談し、家庭裁判所と協議してもらうことが必要になる場合があります。

しかし、具体的な方法が書かれていないと、任意後見人であるあなたが任意後見監督人に承諾を取りつけることは難しいでしょう。

代理権目録については、相続サポートセンターにご相談下さい。



勝司法書士法人
代表社員
勝 猛一



任意後見のYouTube

日本相続サポートセンター

相続・成年後見・遺言・相続税・資産・事業承継・ご葬儀のことなど、司法書士・税理士・弁護士・ファイナンシャルプランナー・資産活用アドバイザーなど各分野の専門家をご相談に応じます。

志と想いを共有した専門家たち

私たちは、あなたの『想い』をカタチにしていくお手伝いをします。



税理士
角田 祥子



相続診断士
石本 導彦



司法書士
勝 猛一



相続対策専門士
迫中 智信



葬祭経営士
松村 康隆



行政書士
山下 博正



弁護士
和氣 良浩



フリーアナウンサー
子守 康範

こんなお悩み
ありませんか？

- ✓ 相続税について専門家に相談したい・相続でもめるかもしれない
- ✓ お葬式の進め方・終活、何から始めれば良いの？
- ✓ 頼れる人がいない場合の身元保証
- ✓ 認知症になる前に、後見契約するには？

〒530-0003
大阪市北区堂島1-5-17 堂島グランドビル7階
www.souzokusupport.net

まずはお電話で
想いをお聞かせ下さい

初回無料相談受付中！

0120-422-554